

平成 29 年度 7 月 第 4 回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 29 年 7 月 19 日 (水) 午後 6 時 00 分  
○閉会日時 平成 29 年 7 月 19 日 (水) 午後 6 時 45 分  
○開会場所 美浦村中央公民館 2 階 学習室

- 出席委員  
教育長 糸賀 正美  
教育長職務代理者 山崎 満男  
委 員 小峯 健治  
委 員 浅野 千晶  
委 員 栗山 秀樹

- 出席事務局職員  
学校教育課長 菅野 眞照  
指導室長 田組 順和  
子ども育成課長 藤田 良枝  
生涯学習課長 木村 光之

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議 案 名 及 び 内 容	可否
議案第 1 号	平成 29 年度要保護・準要保護児童生徒の認定について	可決

教育長 ただいまより、平成 29 年度第 4 回定例教育委員会を開会いたします。本日の  
会議につきましては、委員の皆様全員に出席いただいております。  
教育委員会会議規則第 17 条第 1 項によりまして、議事録署名人を指名いたし  
ます。栗山委員にお願いいたします。

【議案第 1 号 平成 29 年度要保護準要保護児童生徒の認定について】

【 個人情報を含むため非公開 】

【議案第 1 号 平成 29 年度要保護準要保護児童生徒の認定について 原案通り可決】

【その他】

小峯委員 大きくは 3 点あります。  
まず 1 点目ですけれども、小中学校教員のあり方、特に勤務の適正化をどう  
進めるかということについて、いわゆるブラック企業としての学校教育、こ  
れは適正化を進めることが喫緊に課題になっております。美浦村の教育委員  
会としても、これを早急に進めていく必要があるのかなと考えておりまし  
て、これについて今後、ぜひ適正化を進めるにあたって、ここで協議する時  
間あるいは資料提示をしていただければと考えています。  
2 点目は、良好な教育環境の確保ということについて、ここ何回か協議をし  
てきたわけですけれども、ぜひそうした良好な教育環境の確保について、こ  
の後総合教育会議が 10 月ぐらいに開かれるのかなと考えておりますけれど  
も、その場で大きな協議になろうかと思いますが、例えば、中学校のプール  
設置や保育所の施設整備、あるいは保育所の施設整備のところ、外廊下の  
防水をどう設備として整えていくかということも大きな問題でありまし  
たし、特に大谷保育所の場合には敷地確保の問題もありました。  
そういったことを諸々、今後どのぐらいの計画で整備を図っていくのかとい  
うことを、具体的に考えていかなければいけないのかなと。  
また、恐らくこうした計画が美浦村の都市計画マスタープラン、平成 24 年に  
できたものですが、その一環としてこれも取り上げることができるのかな  
というふうに考えておりますし、村長の「人と自然が輝くまち美浦」づくり  
の推進という公約に沿っていけば、この辺はぜひ取り組んでほしいなとい  
う部分でありますので、今後私なりに資料を集めたり考えたりしながらこの  
辺についての考えをまとめていきたいと思っております。ぜひ教育委員会として、  
この辺の方向性を見出してもらいたいと。  
これは予算のかかるものなので、全村のそうしたものと競合しながらやるの  
ではなくて、協調しながらやらなきゃいけない部分だと思います。ぜひ 10 年

というのは長過ぎるんだけど、もう少し短期でやってもらいたいという希望です。

3点目は、新学習指導要領への対応であります。

前は田組室長がいないということで、このことについては回答がなかったということでありました。今日は田組室長も参加されているということなので、この事についてですね、ぜひ平成30年度からの移行措置が7月7日に示されたわけで、私が心配していた部分がとうとう出てしまいましたので、これについては、ぜひどんな方向でいくのか早急に考えていく必要があるし、恐らく小中学校でこのことについて、どういう指導助言をもらえるのかというのは、待ち兼ねている部分ではないかと思えます。

ぜひこの7月7日の学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要、それから7月7日付けの小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等についての通知を熟読されて、村としてどういう方向性を持っていくのが望ましいのか。方向性を考えていきたいなというふうに思っています。特に5月の25日に私が指摘した研究会で、もっと具体的な指示をすべきではなかったかという部分については、道徳科が小学校は平成30年度からの新学習指導要領によって進めろという指示が出たわけで、ですからこの1年準備期間をやっぱり設置しなきゃいけない。準備期間としても動いていかなきゃいけないというふうに思うし、外国語についても、一部を加えて必ず取り扱いなさいという部分が出ているわけですから、どういう形で村として小中学校がこれに取り組んでいくのが望ましいのか、ぜひ方向性を検討していければというふうに考えています。

一応教育委員会としてのある程度の方向性を固めながら、小中学校が適正な教育活動を進めていくようなことができるように一緒に考えていければ。こんなふうに考えています。

教育長

まず1点目の小中学校の教職員の勤務のあり方でいえば、適正化についてですね。これについては、何らかのたたき台のようなものがないと、議論がなかなか進めにくいと思えますので、こういったところがわかるような資料を用意したいと思えます。例えば私見でもありますが、もあり方については国レベルできることと、県レベルできること、村レベルでできること、それぞれあると思うんですね。ですから、もし我々で議論して、意味があるといえますか、実効性があるものは、村として何ができるかというところがポイントになるかなと思えます。議会からも質問が出たこともありますので、それをまとめた形の資料を用意させていただきまして、次回なり、次の次になるかですが、議論していきたいと思えますが、いかがでしょうか。

小峯委員 ぜひそんな方向で、たたき台がないと確かに議論できないので、私なりに少し考えてきますし、議会で対応したものがあるとすれば、そういったものも提示してもらえるとありがたいです。

教育長 議会では、どうしても答弁という話し言葉になっていますので、それを議論できるような資料ベースに落とし込んで、議論していきたいと思います。  
2点目の良好な教育環境の確保ですね。主に小峯委員がおっしゃった点は、ハード面のところだと思います。  
今年も総合教育会議がありますんで、ハード面は大きな予算措置が必要になってくる話でもあります。先ほどご指摘いただいた保育所の設備の関係などは特に。そういったところは、こちらも教育会議に向けての資料提示をさせていただいて、そこで議論するという形がよろしいかなと思うのですが、そういった形でよろしいですか。

小峯委員 前回、優先順ということが回答の中でありましたので、その優先順も考えながら検討できればと考えます。よろしく願いいたします。

教育長 わかりました。新学習指導要領の対応についてですが、先だって前回の教育委員会にてご質問いただいた英語の対応にもかかわってくる内容ですのでこの件は事務局から回答をします。

指導室長 新学習指導要領の1点目、7月7日に文部科学省から出た文書の件ですが、この文書がでるまで県の方針は来年が移行期、英語に関しては再来年に先行実施の方向で移行ということになっていました。  
村としては現在5、6年生に関して、35時間の外国語活動を行っており、外国語活動を行いながら教科としての英語というものを意識し、来年1年、取り組み、3、4年生は来年度15時間程度を前倒しで行っていくような形でやれるのではないかとということになっていました。また教育課程の編成について、各小学校には1人英語担当という形で研修を受けている教諭がいますが、教育課程となると管理職と教務主任との相談になってくるため、そこで打ち合わせして、学校の方針等をうけて決定することになっていました。  
そんな中、7日の文書が出まして、実際のところは県も文書が出たことで対応が変わってくるということで、我々指導主事が9月あけに全員集められます。その場において具体的に県としてはどのように行っていくかという話が出てくるかと思います。また、県からの文書を配られたのは今日でして、内容も学校に周知してくださいというようなことになっています。

ですので、今後は粛々とあの計画で進めていくので、それを受けながら具体的な説明をしていきます。我々が9月初旬に集められ、その後、教育課程を組む教務主任が10日程度後に県からの文書について説明を受けることになっており、それを受けて移行措置部分について確認する事になります。

また、道徳は今まで年間指導計画の中で、ねらいとする価値があり、その価値に合わせて教師が教材を選んでいたのが、今度教科書が決まります。そうすると学習指導要領がありますので、それにのっとって進めていこうと考えています。

以前にも話したように、今回、新学習指導要領の改訂に向け一番言われている点は30年後子どもたちが大人になったときということ。今までは「何を教えるか」だけだったのが「何ができるようになったのか」それを「使ってどうしていくか」という部分が今、一番言われているところなので、それについては、訪問指導に行っているときに、具体的に提示させていただいた資料をもとに、学校と詳しく話をさせていただいて、以前もお話したように、これはやらなくてはならないという部分は粛々とその中で進めていこうと考えています。

ただ、その漠然としている「深い学び」アクティブラーニングと言われていたのが「主体的・対話的で深い学び」というふうに変わってきた。その「深い学び」を学校としてどうとらえていくかという部分は、この2年間、まして今年1年はしっかりそのことを周知して具体的にどういう形にしていくか。前も話したように、その単元等の中で考えていくしかないと思うので、その1時間だけというとらえ方というより、ある程度単元を通してそのカリキュラムマネジメントが必要になってくると考えています。

また、英語研修のご質問があったと聞いていますが、我々教員は今、美浦に勤めていますが、県の職員でありますので県からの研修があります。

例えば3年次までだと、初任者研修の関係があるので、そこは負担にならないようにとか、以前は5年次研修だったのが6年次研修になったので、研修が負担にならないよう、また重ならないよう人選をしてくださいたいということであったり、逆に指定をうけて、多くの研修を受けることができるというものもあります。質問のあったハワイ大学というのは、当然本人の英語の技量もありますし、17日間長期にわたって家庭をあけられるかというような状況も考慮せざるを得ないので、通常の研修とは全く別の研修になります。英語の研修は、該当になった研修や、それぞれの小学校からは外国語担当の推進教師を例年出しております。そういった教師が研修を受け、学校に戻って広めているというような状況になっています。

小峯委員 1点質問ですが、小学校から各学校1名は必ず研修に出せということで、リーダー英語、外国語学習の推進リーダーがいるはずですよ。われわれはそれ知らないんですよ。誰が推進リーダーなのか。それで、毎年いろんな人を派遣するのか。特定の例えば5、6年生の担当を決めて、それでその2人なり3人なりの人たちが、外国語推進リーダーとして固定していくのか。その辺はどういう考えで県はこちらに指定してくるのか。教えてください。

指導室長 県は、一人の人をとということではなく多くの教員にとしています。今年も小学校各1名が研修をしました。どちらかという若手でこれから活躍してもらおうという教員を選出しております。学年もバラバラですし、校務分掌を考慮しながらおそらく選定をしているというような状況です。

小峯委員 ここで言ってもしょうがないことなだけれど、散逸してしまう。つまり、せっかく英語推進リーダーとして1年研修してきたのに、その職につかない人が研修していく意味がないと思います。その辺をぜひ来年外国語担当するから今年研修に行かせてね。という、そういう指導をしてほしい。それはやっぱり専門性を持っていなければ、教員としてプラスにならない訳で、子どもにとってもね。ぜひそういう視点で派遣をしてほしいというのは、前々から要望としては持っていました。ぜひそんな方向で推進リーダーが子どもたちにも生きるような形のものになってほしい。これは誰を派遣するかという、学校の推薦が上がってくるその前の段階で、こういう観点でぜひ選んでほしいということを伝えていくことはできますよね。

指導室長 それは可能ですし、今年のメンバーを見ていても、そういう視点では選んでもらっていると思います。

小峯委員 2点目。道徳科なんです、まさにその「どう変わったか」というその変容を評価するという部分は、昔、生活科を導入したときと同じなんです。非常に難しい。生活科は今安定しましたけど、導入時の3年くらいは大混乱。ほっとけばいいんだという人もいれば、手をかけすぎちゃう人もいれば。この辺の混乱が今回も道徳科の評価で出そうな気がするんです。ぜひその辺り情報提供をどんどんして、評価のノウハウをぜひ先生方にも勉強してもらいながら、子どもたちの意欲がわくような道徳科を来年度ぜひ進めていけるようにしていただければと思います。要望です。

指導室長 ありがとうございます。

教育長                   それでは続きまして、先だつての教育委員会にてお預かりした課題について、事務局から説明をさせたいと思います。

学校教育課長       小峯委員からありました前回の定例教育委員会での質問の回答をさせていただきます。まず要保護準要保護の認定の事務に関して、回答させていただきます。

皆さんご存じのように就学援助金の根拠自体は学校教育法 19 条によりまして、村が国等の交付金を受けながら行っております。

まず、区域外就学という考え方がございます。この学校教育法施行令第 9 条に則って、村の基準により認定事務を行っております。

今回、要保護準要保護の申請が上がってきて、村外の児童・生徒に対してどうして支給をしてるのだという疑問が生じたところであると思われませんが、この運用に関して、近隣自治体の調査をさせていただいたところ、実はかなりばらつきがある事務になっていることがわかりました。

本村におきましては、規則の中で厳密に村外の部分を除外するとか、協議をして決めるとかということ規則に定めてございません。しかし定めている市町村もあることが今回はっきりいたしました。学校教育課の担当とも協議をしまして、小峯委員が非常に懸念をされておりました件ですが、決定した他市町村在住の人が、住民票のある他市町村において二重に給付することは、あり得る話です。ただ、現状は事務方で内容確認をいたしまして、二重給付はされていないという確認はとっております。

村はこのことについては規則を使っておりますが、ほとんどの市町村は要綱という形をとっております。つまり、事務の手續を定めるものになっております。それを踏まえまして、村も要綱の見直しをするという方向で、今年度中にですね。要綱を見直し来年度の支給決定のプロセスには、疑問を生じることがないような形で直すつもりで進めていきたいと思っております。

あと本来であれば、次長からご回答させていただくところなのですが、木原保育所廊下の建築基準法の話ですね。

ご存じだと思うのですが、次長はそういう畑を歩んできた職員でございまして、少し疑問を持ってそういう発言があったと思うのですが、当然本庁の建築事務に関しましては、村では決定しているプロセスがない仕組みになっております。全て県南の事務所の許認可になっているため、村にはそういう権限がないところなのですが、ただ法的に関して言えば、建築基準法施行令第 19 条、これが教室の採光。光ですね。光に関する規定が定められておるところです。同じく施行令第 119 条、これが廊下の幅に関する規定、実際それを踏まえて、木原保育所の廊下の確認をするところになるわけなのです。

が、採光の規定に関しましては、教室に関する規定であり、廊下は廊下で幅の規定しかない。つまり、廊下に対する採光の規定というものが施行令に存在しません。ですから次長が確認をしたいと言ったその違法、適法というものの根拠がないものですから、違法ということにはならないということが調査の結果まずわかったということをご報告をさせていただきたいと思えます。

ただそれはあくまでも法に照らして違反してるか、してないかという判断でございますので、小峯委員の質問にございました違反ではないのかというその違反の根拠に関しましての回答は今回のようになります。

現実、木原保育所ともですね、現場サイド保育所の所長、それから私ども次長含め対応は相談をしているところでございますので、それはまた別の問題として、粛々と進めていくと。ここで、どうするという答えは申しわけないですが、厳密には出ないんですよ。保育所がそこに物を置いているには使う側としての理由があります。それと子どもたちの安全の部分のバランスをとりながら進めていくこととなりますので、もうしばらくお時間を頂戴したいと思えます。